

卷末資料

1. 荒尾市観光振興計画(第2期)策定委員会開催記録

策定委員 参加者名簿 (順不同)

区分	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	九州大学大学院	教授	藤原 惠洋	
観光公共組織	一般社団法人荒尾市観光協会	会長	山代 秀徳	委員長
観光公共組織	荒尾商工会議所	会頭	那須 良介	
観光産業	株式会社ロータス観光	専務取締役	古庄 淳一郎	
観光産業	有明リゾートシティ株式会社		(田中 宏昌)	兼務
観光産業	九州旅客鉄道株式会社荒尾駅	駅長	西川 誠	
観光産業	産交バス株式会社玉名営業所	係長	福山 峰一	
観光産業	西鉄バス大牟田株式会社	営業部長	原口 文明	
観光産業	一般社団法人熊本県タクシー協会	副会長	(山代 秀徳)	兼務
観光関連産業	玉名農業協同組合荒尾市総合支所	担当理事	西川 克己	
観光関連産業	荒尾漁業協同組合	代表理事組合長	矢野 浩治	
観光関連産業	熊本北部漁業協同組合	副組合長	前田 和隆	
観光関連産業	荒尾市商店連合会	会長	蛭川 智之	
観光関連産業	荒尾飲食店組合	組合長	江寄 大作	
観光関連産業	グリーンランドリゾート株式会社	取締役総務部長	田中 宏昌	
観光関連産業	じゃらんリサーチセンター	エリアプロデューサー	外山 由恵	
市民団体	一般社団法人荒尾青年会議所	理事長	栗山 純一	
市民団体	荒尾商工会議所青年部	会長	橋本 茂樹	
行政(県)	熊本県北広域本部玉名地域振興局	総務振興課長	川上 伸二	
荒尾市	荒尾市建設経済部	部長	一木 鉄也	
観光振興計画策定アドバイザー	ETC 教育旅行コンサルタント	代表	伊原 和彦	

開催記録

名称	開催日	主な内容
策定打ち合わせ会議	平成 28 年 8 月 26 日 (金)	・計画の方向性の説明
第 1 回策定委員会	平成 28 年 10 月 31 日 (月)	・計画概要の審議
第 2 回策定委員会	平成 28 年 11 月 28 日 (月)	・計画素案の審議
第 3 回策定委員会	平成 29 年 2 月 6 日 (月)	・パブリックコメントを踏まえて計画案全編について審議

2. 荒尾市観光振興計画(第2期)策定庁内会議開催記録

策定庁内会議 参加者名簿 (順不同)

所属	役職	氏名
産業振興課	課長	宮本 雄一
秘書広報課 戦略広報室	室長	吉田 正男
政策企画課 政策経営室	室長 (課長補佐)	田中 憲士
環境保全課 環境企画調査係	係長	清水 寿子
くらしいきいき課 市民応援係	係長	高村 研一
土木課 事業係	課長補佐兼係長	前崎 利幸
都市計画課 計画係	課長補佐兼係長	大神 康孝
農林水産課 農政係	係長	藤井 浩一
〃 耕地水産係	係長	井手尾 健一
教育委員会生涯学習課 文化係	係長	吉村 麗月

開催記録

名称	開催日	主な内容
第1回庁内会議	平成28年11月10日(木)	・計画概要の共有、役割分担
第2回庁内会議	平成28年12月12日(月)	・計画素案の説明

3. 荒尾市観光振興計画(第2期)ワークショップ開催記録

ワークショップ 参加者名簿 (順不同)

所属	氏名
荒尾のまち案内人	平木 波留美
〃	平川 雄二
〃	本田 良子
万田坑市民ガイド	甲木 喜一郎
〃	平山 成彦
〃	福島 龍一
荒尾干潟ガイド	福田 信雄
マジック釣りインストラクター	田中 勇二郎
〃	水本 正隆
海行原ふるさと愛好会	川上 祥一
荒尾おもて梨直売会	阿部 幸雄
〃	村岡 奉哉
〃	本田 清輝
荒尾商工会議所青年部	加末 晴瑛
一般社団法人荒尾青年会議所	高橋 亜紀
荒尾飲食店組合	小川 孝志
荒尾市応援隊長	西村 赤音
一般社団法人荒尾市観光協会	高田 昌範
荒尾市地域おこし協力隊	白井 恒良
〃	須田 賢士朗
〃	前田 道範
〃	前田 優
荒尾市観光振興計画策定アドバイザー	伊原 和彦

開催記録

名称	開催日	主な内容
第1回ワークショップ	平成28年11月16日(水)	①荒尾のイチオシ ②現在の活動でやってよかったこと ・気づき
第2回ワークショップ	平成28年11月27日(日)	賑わいあふれるあらおにするために、してほしいこと・したいこと

ワークショップで出されたご意見（概要）

<p>11/16</p> <p>①荒尾のイチオシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万田坑等（世界遺産） ・マジック釣り（リピーター多い） ・グリーンランド（西日本／300万人／一番人が来ている。お互いの利用が広まればいい／観覧車） ・小岱焼 ・干潟（夕日がいきれい／砂干潟／貝殻がつぶれて砂になった／長洲のアサリのネームバリュー／売る手段／発信力） ・夕日（ロケーションが良い） ・刀（砂鉄） ・秋の鉄道敷跡 <ul style="list-style-type: none"> ・食（メロンパン／マジック／おいしい店／おいしい米（水がきれい／羽釜で炊くごはん）） ・関島秀樹 ・荒尾の四季 ・荒尾駅（アクセス） ・熊本県の北 ・交通の便が良い ・適度に何でもある ・ジャンボ梨（大きさ） ・住みやすさ（利便性） ・程ほどの都会感（古いものも残っている） ・メディア直結力（若い人の力） <p>②現在の活動でやってよかったこと・気づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ ・人を活かす活動 ・知らなかったお客さんや橋のいわれが分かったとき ・干潟（歩いていける） ・季節ごとのイベント、体験 ・海タコ ・万田坑の土手の雑草 ・万田坑のトイレの紙 ・マジック料理 ・グリーンランドは大牟田では？ ・荒尾梨 <ul style="list-style-type: none"> ・地元の人が良く知らずよそから来た人のほうが見る目がある。 ・駅まわりの不便さ ・マジック釣りに人数が増えてテレビの影響はすごい！ ・意外にみんな不満があるという印象。 ・観光の視点でもったいない。 ・おしきだ味噌の体験 ・金山スイカを見学 ・漁協の人と知り合えたこと ・荒尾の名を有名に ・小岱（代）焼をイベントで <p>[まとめ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荒尾って「〇〇の街」を目指したい（荒尾の場所を知らない人が多い。荒尾のことを自分が良く知らないのもっと勉強したい） ●もったいない（いろんな資源がある） ●体験が大事 	<p>11/27 賑わいあふれる荒尾にするためにしてほしいこと・したいこと</p> <p>[してほしいこと・したいこと]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる核になる施設。道の駅。サイクリングルート。 ・売り込み。いいね！を市民でみんなですていこう。 ・イベントカレンダー。毎月のイベントを盛り込んだカレンダーを配布。 ・広い場所を作って子どもたちが遊ぶことができる大きな遊具がある公園。干潟が見えればなおよい。 ・荒尾の人も外からの人も大人も子どもも梨の収穫イベントをする。荒尾で梨が収穫できたことを知らせるイベント。 ・小岱焼のイベント。 ・夕日が見られる時間をホームページで案内。ライブカメラでもよい。 ・発信力のアップ（SNSを活用）。荒尾を知ってもらいたい。 ・観光案内所（道の駅）をつくる。 ・荒尾を言い表せるコンセプトを考える。 ・交通アクセスの整備。荒尾の中が行きづらい。 ・観光目的の周遊バス。 ・干潟ウォークは定期的開催する。歩いていけるのは目玉。カフェ、トイレも充実。 ・万田坑での体験（トロッコを押すなど） <p>[番外編]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜の万田坑、干潟の夕日など。夜を売り込む。夜のスポットなど、写真で発信。 ・干潟で昼寝。（ブルーシートで寝転ぶ） ・まち全体で花を植える。広報あらおと一緒に種を配る。荒尾のまち中にひまわり。 ・大鍋会（だご汁など）を実施。
---	---

4. パブリックコメント

実施概要

開催期日	期間	提出件数
平成 28 年 12 月 26 日 (月) ～平成 29 年 1 月 24 日 (火)	30 日	1 件 (2 項目)

出されたご意見と回答

	ご意見・ご提案の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>観光振興計画策定委員 独自の選定基準に沿って各ジャンルから選任されてはいるが、選定基準・年齢・男女に偏りがある。 観光に直接関わりのないジャンル・一般市民からも選任。 今後各ジャンルの活動報告を願いたい。</p>	<p>観光振興計画策定委員は、第 1 期計画の進捗を踏まえて、連続性のある第 2 期計画を策定するという趣旨から、第 1 期計画の策定に携わった観光関連団体から推薦を受けてご就任いただきました。男女比及び年齢の偏りについては市としても認識しておりますが、各団体からのご推薦によってご就任いただいておりますことをご了解ください。</p> <p>観光振興計画策定委員の皆様には、今後も「荒尾市観光まちづくり推進協議会」において観光振興計画の推進及び進捗管理に携わっていただき、基本施策ごとの成果等についても検証し、公表して参ります。</p> <p>また、住民の皆様には、具体的な事業の発案や運営等に携わっていただきたいと考えております。今後実施する部会や観光振興に関する研修への参加やワークショップ等への参画を呼びかけて参ります。</p>
2	<p>各セクションで行っているイベントの一元化 ・公子文学散歩道ウォーク&ラリー。 ・各地区のフットパス。 四季を通じてイベントの実施 ・冬季に大きなイベントがない。 ・万田坑芝生広場で、竹灯籠、和傘(山鹿 百華百彩)「だご汁」&大鍋会の開催。 ・荒尾VS大牟田綱引き場所を変え、万田坑で開催。 荒尾干潟ビジターセンター ・干潟が見える所に「恋人の鐘」設置。 ・砂浜でナミガシワ貝拾い、ネックレス・バ</p>	<p>個別の事業について、貴重なご提案をありがとうございました。今後の施策及び事業の参考にさせていただきます。</p>

<p>ラの花手作り体験。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜貝拾い・砂鉄集め（たたら製鉄→玉鋼→刀剣）。 <p>小岱山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用事案がない。 ・山開き・第二回トレラン 2017年1月22日（玉名市 小岱山ビジターセンター）に開催される。 ・荒尾・玉名・南関の三自治体主催で小岱山一周ウォーキング開催。 ・小岱山八十八ヶ所巡りの発掘。 <p>万田坑DK</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思ったほど集客は無いのでは、次年度は中止。 ・夜間のライトアップを有料施設内での撮影を週一行う。 <p>観光コースの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒尾八景を重点とした観光コース作成。 ・その他観光拠点を廻る観光コースの設定。 <p>道の駅を地域の拠点として新設</p> <p>○高齢者が集う生きがいがづくり・交流の場を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林産物直売所での買い物や出品 温泉施設やデイサービスセンターの利用 <p>○高齢者の見守り活動も兼ねた地域福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁当宅配、農作物の集荷代行等 <p>○地域住民の健康増進に資する取組を実施（潮湯統合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設への無料送迎 屋内外運動場でのスポーツフェスティバル等 <p>○行政サービスや福祉サービス等の機能・施設が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票や各証明の交付等の行政サービス等 診療所、保健福祉センター、高齢者コミュニティセンター等の福祉施設等 <p>○郷土資料館（物産館の話もあるが）</p> <ul style="list-style-type: none"> 俊祐和尚・坂村真民・海達公子・荒尾二造 <p>○地域住民の交流の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土料理、特産品加工の体験学習 折敷田味噌作り体験等の生涯・体験学習 <p>○交流・連携</p>	
---	--

<p>地域間の交流・連携を促進する「道の駅」イベント・ミニライブ</p> <p>○防災 災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」</p> <p>○交通結節点 公共交通の結節点として地域住民に交通サービスを提供する「道の駅」</p> <p>ボランティアの活用 ・ 景観（花・緑）づくり のマンパワーは、ボランティアの活用</p> <p>ボランティアガイド ・ 万田坑市民ガイド・まち案内人・（干潟ガイド？）の統合 ・ 各地イベント・祭りへの荒尾観光 PR 派遣 ・ ガイド研修と各地ガイドとの交流、新人ガイドの養成</p> <p>交通アクセス ・ 観光客向けに、万田坑・宮崎兄弟生家・荒尾干潟・等へのアクセスへのタクシー料金の半額補助 ・ 各観光施設にレンタサイクル設置</p>	
---	--

荒尾市観光振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における観光振興の指針となる荒尾市観光振興計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く意見を聴取するため、荒尾市観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光産業関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴く事ができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設経済部産業振興課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。